

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【公開番号】特開2006-307822(P2006-307822A)

【公開日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-044

【出願番号】特願2005-168832(P2005-168832)

【国際特許分類】

F 03 G 3/00 (2006.01)

【F I】

F 03 G 3/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月29日(2008.7.29)

【手続補正2】

【補正対象書類名】手続補正書

【補正対象項目名】手続補正1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(図2)の様に大径ロール(1)の支点は発電機(10)のブーリ(5)と大径ロールの始動時補助モータ(8)で回すサポートロール(6)の2つによって、より大きなテコの原理による重力差を得るため、大径ロールの一方の辺の内と外から支える。又大径ロールが安定的に回転する様に、溝(2)にブーリ及びサポートロールがはまり込む。

【請求項2】

(図2)の様に大径ロールの溝(2)に、大径ロールの中心線に対して、ある角度をもって一定方向に液体(4)を入れた筒型羽根(3)を固着する。

【請求項3】

(図2)の様に固着した数枚の筒型羽根(3)のうち、水平の中心線近くに来た支点の左右2枚の筒型羽根の内部の液体(4)が、筒型羽根の傾斜に沿って右から左に移動し、支点に対して左右の液体の重力にテコの原理で、トータル的に大きな重力差が生じ、それが大径ロール(1)に連続的に反時計方向の回転力を生み、ブーリ(5)及び発電機(10)を回し発電する。

【請求項4】

発電機(10)の回転は大径ロール(1)との回転比によるが、大径ロールの回転は大径ロールの直径及び筒型羽根(3)の全長と、液量(4)によって調整する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】手続補正書

【補正対象項目名】手続補正2

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】手続補正書

【補正対象項目名】手続補正3

【補正方法】削除

【補正の内容】